

感染症、及び自然災害に対する

事業継続計画（BCP）

～居宅介護支援事業所版～

（有）あいぜん

令和7年度版

## <目的>

BCPは、感染症、及び自然災害が事業所内、活動地域エリアで発生した場合においても、

サービス提供を継続するために当事業所の実施すべき項目を定めると共に、  
定めた実施項目を普段から円滑に実行できるよう準備すべき項目を定める。

感染症、及び自然災害発生時の利用者支援についての詳細な対応は、  
別紙で「感染症、及び自然災害発生時における利用者支援について」にて定める。

## (2) 基本方針

### ①スタッフの安全確保

スタッフの生命を守り、生活の維持及び感染症の拡大・防止に努める。

### ②利用者の安全確保

利用者は重症化リスクが高く、感染症の罹患及び自然災害発生時に被害が甚大化していく恐れがあることを十分に留意して安全の確保に努める。

### ③サービスの継続

利用者の生命、身体の安全、健康を守るために最低限必要となる機能を維持する。

## (3) 対応体制

感染症及び自然災害発生時の対応体制は以下の通りとし、実行していく。

① 感染症・自然災害対策責任者を事業所の管理者とする。

② 対策時における確認・実施項目

\* 関係部署、関係各機関、関係事業所との情報共有、連携。

\* 緊急時の意思決定

\* 感染防具の管理・調達

#### (4) 研修・訓練の実施

##### \* 新しいスタッフの入職時

・入職時には、必ず管理者から BCP の意義・概念・必要性を説明し、事業所の取り組みについても併せて説明していくこととする。

##### \* BCP 研修

・事業所で働く全員が対象となる。

研修は、年 1 回行う。

BCP 担当者を中心に BCP の概念や必要性、事業所での取り組みを確認し合い、情報共有し、更新される情報についても常時周知

していきます。

##### (ア) 模擬訓練の実施

BCP 担当者を中心に年 1 回必ず行う。

BCP に基づき、役割分担、実施手順、人員の把握、物資調達方法の確認を机上、並びに模擬訓練を行う。

#### (5) BCP の検証・見直し

・地域との関係者と BCP に関する検討会を設置する。

・BCP に関連した最新の情報や動向を把握しておく。

・訓練の実施により判明した新しい課題、その解決案を BCP に反映させる。

### 【平時からの準備】

#### (ア) 体制の構築・整備

意思決定者及び担当者は、感染症及び自然災害発生時の対策責任者とする。

#### (イ) 感染症に向けた取り組み

「感染防止の5つの基本」及び厚生労働省からの「高齢者施設等における感染対策等について」を踏まえて、

以下の感染防止に取り組む。

- ① 体調不良や何らかの症状が発現した時には自宅療養するか、医療機関を受診する。
- ② 利用者宅でのマスク着用及び日頃から咳エチケットの実施。
- ③ 3密の実施及び換気。
- ④ 手洗い、うがいの励行。
- ⑤ 適度な運動とバランスの良い食事を摂り、健康な生活を送るようにする。
- ⑥ リモートでの仕事環境の整備。

#### (ウ) 備蓄品の確保

備蓄品リストを年1回確認して、不足分は補充する。

### 【初動対応】

#### (ア) 第一報

感染疑いが出た事実、本人の容態、感染前後の症状、状況を確認する。

その後に、主治医や身近な医療機関、若しくは保健所に連絡、相談、指示を仰ぐ。

#### (イ) 感染疑いがある者への対応

・スタッフ

医療機関への受診促し。

自宅待機とし、リモートワークでの勤務とし、仕事の継続を図る。

### 【感染防止体制】

#### ・スタッフ

発症日を1としてカウントし、5日間は自宅療養機関とする。

発熱等なければ、リモートワーク勤務とする。

関係各機関、神奈川区保健所に連絡する。

そして、感染者の症状等、情報の報告・共有を図っていく。

# 自然災害 (BCP)

### 【基本方針】

この計画は、自然災害発生時に活用できる資源が制約されることを想定した上で、当事業所が社会的に果たすべき役割を勘案して、

何を優先的に実施していくかを特定するとともに、仕事の遂行体制や手順、業務継続に必要な資源等を予め定めるものである。

#### ① スタッフの安全確保。

スタッフの生命を守り、スタッフの家族の安否確認、生活の維持を図る。

#### ② 地域への協力

近隣住民、サービス提供事業所が被災して厳しい状況におかれていた際には、可能な範囲で救援、支援活動に協力していく。

#### ③ 行政との様々な連携。

#### ④ サービスの継続。

利用者の安否確認、生命の安全を配慮した対応。

### 【推進体制】

あいぜん統括：縣最高責任者

居宅介護支援事業所：阿部管理者

訪問介護：林管理者

### 【リスク把握】

ハザードマップを活用して想定されうる自然災害には自治体公表の情報等で確認しておく。

### 【研修・訓練の実施/BCPの検証・見直し】

・年1回は、作成したBCPの下で、その内容に沿った訓練（シミュレーション）を行う。

・訓練や最新の動向を踏まえた、定期的な見直しを行っていく。

### 【平時の対応】

- ・不安定に不必要な物品を積み上げない。

普段から整理整頓を行う。

- ・事務所内にガラス等が飛散することも検討しておく。
- ・事務所内の設備、設備・漆器類の転落。破損の防止措置を整えていく。
- ・人工呼吸器、喀痰吸引等々の医療機器を使用している場合には、予備電源を確保しておく。
- ・避難場所の位置を把握しておく。

### 【発生時】

- ① 自分の身を守ることを最優先にする。
- ② 安全の確保。避難先の検討をする。
- ③ 想定されるリスクを考える。
- ④ 慌てず避難先に移動する。
- ⑤ 身の回りで発生しそうなリスクは排除しておく。

### <災害用伝言ダイヤル>

災害時に家族や友人の安否確認を行うための「声による伝言サービス」。

大規模な災害発生時には、通信網に甚大な被害が発生する可能性が高い。

被災した時に、自分の安否情報を録音し、それを家族や友人が聞くことが出来るようにすることが目的となります。

<WEB171>はインターネットを通じて安否確認を行うサービスです。

スマートフォンやパソコンからアクセス可能で、電話回線混雑回避の代替手段として活用できる。

また、毎月1日と15日、体験利用が出来る。

## 【緊急時】

### <電気が使用できなくなった場合>

- ・電気なしでも使える代替品の準備
- ・電気自動車や自動車のバッテリーを活用する。
- ・太陽光発電等の再生可能なエネルギーを活用する。

\*特に、医療機器を使用している利用者とは、事前に不測の事態について検討し合い、予備電源の用意をしておく。

### <ガスが使用できなくなった場合>

都市ガスが停止した場合、復旧までに30日以上かかる可能性がある。

カセットコンロは火力が弱く、大量の調理には適さない。

プロパンガス等の代替を検討する。

### <水道が利用できなくなった場合>

成人の場合、1日1.5~3リットル程度が必要。

それを目安として、準備する。

準備の際には、定期的なメンテナンスも必要。

出来るだけ水を使用しない代替手段を検討する。

トイレは簡易トイレやオムツ、食事は紙の皿や紙のコップ。

井戸水が活用できそうであれば活用するが、飲用はしない。

入浴は給水車、自衛隊等の支援まで控える。

### <通信網が利用できなくなった場合>

被災時は連絡をとることが難しい。

従って、LINE や SNS、可能であるならば無線や衛星電話を検討しておく。

時間は要するが、三角連絡法も検討しておく。

#### <衛生面の対策>

簡易トイレを備蓄して、必要時には直ぐに稼働、設置できるようにしておく。

消臭固化剤を汚物対策として使用する。

排泄物等は、ビニール袋に入れて密閉し、

人の出入りの少ない空間で保管、隔離できるようにする。

衛生的観点から、使用済みオムツ等の保管場所を決めておく。

#### <備蓄品>

行政支援の目安である被災後3日目までは自力での業務継続を行う。

そのため、備蓄品を常備しておく。

備蓄品に関しては、賞味期限や消費期限のものもあり、定期的なメンテナンスを行う必要がある。

##### (食料品)

無洗米 飲料水 缶詰 高カロリー食

栄養ドリンク

##### (日用品)

紙容器 カセットコンロ 電池 使い捨てカイロ 電池 ラップ ポリ袋 ブルーシート

##### (看護・介護)

消毒剤 脱脂綿 絆創膏 包帯 三角巾

オムツ マスク ウエットティッシュ

(備蓄数量)

水：1人1日3リットル

食料：1人1日3食

毛布1人1枚

#### <近隣と連携>

現在、検討中。適宜、協議していきます。

- ・徒歩で1キロ圏内介護サービス事業所
- ・町内会
- ・小学校